

適性診断助成金交付要綱

平成25年5月30日制定
令和8年4月24日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される運転者の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。

(適性診断の種類及び助成金額)

第2条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が承認する機関が行う次の診断を対象とし、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、助成金額は次の通りとする。

- (1) 一般診断手数料2,400円・・・会員事業者は2分の1（上限1,200円）、非会員事業者は5分の1（上限480円）
- 2 運送事業者は、診断手数料から上記助成金額を差し引いた額を原則として受診する窓口で支払うこととする。

※沖ト協が承認する機関とは国土交通大臣が認定する適性診断実施者で独立行政法人自動車事故対策機構及びヤマト・スタッフ・サプライ株式会社とする。

(助成対象)

第3条 運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条の一般診断を対象とする。

(予算額)

第4条 当該年度における適性診断助成予算の範囲内とする。

(受診から助成交付)

第5条 運送事業者は第2条に掲げる適性診断を受診するところに予約を行い、指定された日程に受診することとする。

- 2 助成交付について、会員事業者は、沖ト協が承認する機関と別に定める協定書に基づき、沖ト協へ報告（請求）のあった件数（診断手数料）を沖ト協が直接支払うことで助成金の交付とし、非会員事業者は、第6条の期日までに、様式1「適性診断助成金実績報告書（兼請求書）」と、受診したことが確認できる書面（領収証等）の写しを沖ト協に提出後、その報告を沖ト協が条件に適合すると認めたときに助成金を交付する。

(実施期間)

第6条 当該年度4月1日より1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

附則 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則 本要綱は令和元年10月1日より適用する。

附則 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

附則 本要綱は令和8年4月1日より適用する。